

令和3年度 市労組連「賃金確定要求」に対する回答（案）

要 求	回 答 （案）
3．新型コロナウイルス感染症から健康と命を守るために次のことを要求する。 (1)新型コロナウイルス感染症の子どもたちへの感染拡大防止の観点から、希望する保育士、幼稚園教諭、教職員へのワクチン接種を早急に実施すること。希望する市職員へのワクチン接種を早急に実施すること。	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、現在、日本国内において2回目接種を終えている方が7割を超えており、まだ未接種で1回目接種を希望される方を対象とした予約枠も設置されている状況である。今後は、追加接種が推進される中、引き続き、ワクチン接種についての有用性や副反応も含め感染予防に有効な情報発信に努めていく。
(2)希望する職員に対してPCR検査を実施すること。勤務先で陽性者や濃厚接触者が出了場合、当該職場の職員のPCR検査を実施すること。また、エッセンシャルワーカーとして奮闘している教職員・職員に対しては行政の責任においてPCR検査を実施すること。	PCR検査について、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員は、出勤を自粛等し、医療機関や受診相談センターに相談するよう啓発している。引き続き、業種別の感染予防策について、国や他都市の動向を注視してまいりたいが、まずは、人と人の距離の確保や手洗いの実施など、基本的な対策の徹底が重要であると認識している。
7．正規職員と非正規職員の間の不合理な待遇差の解消を行い、均等待遇を実現すること。 2020年10月15日の「日本郵政裁判」最高裁判決を踏まえた対応を行うこと。非正規職員（任期付職員、会計年度任用職員、臨時の任用職員を含む）について次の改善を図ること。 (2)すべての非正規職員に正規職員と同等の手当、一時金、退職手当を支給すること。休暇、労働安全衛生、共済、労働災害、福利厚生等について、非正規職員にも「均等待遇」として保障すること。	任期付職員、臨時の任用職員、会計年度任用職員について、健康診断やストレスチェック等、法に基づき実施しており、公務災害が発生した場合の補償についても正規職員と同様に実施しているところであるが、引き続き国や他都市の状況を注視してまいる。

要 求	回 答 (案)
<p><u>26.</u> 休職、休業、休暇制度などの改善を行うこと。</p> <p>(4) メンタルヘルス対策の強化・充実とともに、病気休暇・休職後の職場復職が円滑にすすむよう「病気休職者の復職支援」の制度を改善すること。また、年次有給休暇・特別休暇を取得しやすい職場環境を整えること。</p>	<p>休職者のうち心の健康問題による休職者の割合が依然として高い状況の中、心の健康づくり対策は積極的に取り組むべき重要な課題であると認識している。</p> <p>引き続き、職員相談事業や啓発活動、職員への教育・研修等心の健康づくり対策を計画的に取り組んでまいりたい。</p> <p>また、病気休職者の復職支援については、管理監督者向けの「管理監督者向けびき（職場環境改善・復職支援）」に沿って実施している。</p>
<p><u>27.</u> 職場におけるパワーハラスマント根絶にむけ、「パワーハラスマント防止指針」にもとづき実効あるとりくみを行うことや相談窓口の改善など必要な施策を早急に講じること。また、「服務規律」「成績主義」の強化、「分限処分」を前提とする指導強化によって発生するパワーハラスマントを防止するとともに、是正すること。</p>	<p>パワーハラスマント対策については、安全衛生管理の観点から取り組むとして、平成27年9月に指針及び運用の手引きを策定し各所属に相談窓口を設置するとともに、平成28年4月には外部相談窓口を設置したところである。引き続き、これらの取組みが有効にパワーハラスマントの防止や早期の問題解決につながるよう、研修等の機会を通じて職員に対する啓発を行うなどにより取組みを推進してまいりたい。</p> <p>なお、相談窓口の設置等については管理運営事項であるが、人事室として、外部相談のあり方を含め検討を行い、相談体制の充実に努めていく。</p>

要 求	回 答 (案)
<p>30. 職員の元気回復・福利厚生のための事業は、民間企業・他都市の実態を調査し、安心して働き続けられる制度保障を行うこと。</p> <p>(1) 正規・非正規職員を含めた制度として改善すること。</p> <p>(2) 事業内容の充実を図ること。</p> <p>(3) 互助会への雇用者負担を行うこと。</p>	<p>職員の福利厚生については、職員の士気の高揚や勤労意欲の向上を図る観点からもその果たす役割は重要であると認識している。</p> <p>福利厚生の実施にあたっては、時代の要請にあつた、適切かつ公正なものとなるよう、絶えず見直しを図ることが重要である。</p> <p>本市の福利厚生事業については、地方公務員法第42条の趣旨を踏まえ、また、平成22年度に国より公表された「福利厚生施策の在り方に関する研究会報告書」の内容にも留意したうえで、他都市の状況等を注視しながら、今後とも適切かつ公正な福利厚生制度の構築に向け、取り組んでまいりたい。</p> <p>互助会への公費負担については、他都市の状況等に鑑みて困難である。</p>
<p>31. 労働安全衛生のとりくみを充実させること。</p> <p>(1) 大阪市安全衛生常任委員会に市労度連該当単組を参画させること。</p> <p>(2) 労働基準法や労働安全衛生法等を順守し、職員の安全及び健康確保並びに快適な職場環境の形成をすすめること。また、そのための予算措置をすること。</p> <p>(3) 仕事による強いストレスや過重な仕事による精神疾患、脳・心臓疾患等に罹患することを防止する取り組みを積極的に行うことなど、職員の健康管理に努めること。特に負荷の高い業務に従事している職員に対する勤務時間管理や体制面での配慮をすること。</p> <p>(4) 休憩室、休養室、更衣室、トイレの設置・改善を行うこと。</p> <p>(5) 健康診断、がん検診の充実、自己負担軽減を図ること。</p>	<p>大阪市安全衛生常任委員会については、委員会のあり方を含め検討してまいりたい。</p> <p>職場の安全及び健康確保並びに快適な職場環境の形成については、法を順守し、実施しているところである。</p> <p>職員の健康確保については、労働安全衛生法に基づく健康診断や長時間勤務職員に対する産業医による面接指導などを実施してきたところである。加えて、平成23年度からは、心の健康づくり対策が積極的に取り組むべき重要な課題であるとの認識から、ストレス調査を実施してきたところであり、平成28年度からは、平成27年12月施行の改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施しているところである。引き続き、職員の健康確保を目的として取り組んでまいりたい。</p> <p>休憩室等の設置・改善については、研修等において安全衛生関係法令における庁舎整備に関する内容の周知啓発に取り組んでまいりたい。</p> <p>また、健康診断の充実については、今後も関係法令等を注視しつつ実施してまいりたい。</p>

要 求	回 答 (案)
<p>34. 職員に通勤、職務遂行上に感染症対策として不可欠なマスク等を必要数配付支給すること。そのための予算措置を行うこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、総務省通知等を参考に、職員の健康管理・安全管理等について、各職場等において引き続き取組みを進めるよう通知しているところである。</p> <p>今後も、職員の労働安全衛生管理に係る責務は各所属長が担っていることを踏まえ、各所属・職場に応じた対策が適切に講じられるよう、注意喚起・意識啓発に取り組んでまいりたい。</p>